

社会保険労務士法人サムライズ

《委任業務の範囲及び報酬の内訳書》

◎=総合顧問契約に含む

■社内整備

項目	備考	スポット料金	
社内トラブルのご相談(ご来社)	初回ご相談無料	5,500円/時	◎
労働者名簿作成		3,300	◎
労働契約書作成		5,500	◎
就業規則作成	相談顧問25%・総合顧問50%割引	220,000-440,000	
賃金規程作成	相談顧問25%・総合顧問50%割引	110,000-220,000	
退職金規程作成	相談顧問25%・総合顧問50%割引	110,000-220,000	
その他諸規程作成	相談顧問25%・総合顧問50%割引	55,000-110,000	
就業規則・諸規程の変更	相談顧問25%・総合顧問50%割引	作成時の50%	
従業員への就業規則説明会	相談顧問25%・総合顧問50%割引	11,000円/時	
人事評価制度構築・変更	相談顧問25%・総合顧問50%割引	550,000-(別途ご相談)	
労働者とのご面談	相談顧問25%・総合顧問50%割引	11,000円/時	
団体交渉立会い	相談顧問25%・総合顧問50%割引	33,000円/時	
ユニオン等との交渉打合せ	相談顧問25%・総合顧問50%割引	55,000円/時	

※規程整備及び制度構築については、スポット契約の場合は報酬の半額を着手金として頂戴いたします。

■年金事務所・全国健康保険協会への手続

項目	備考	スポット料金	
社会保険新規適用届	法人の場合は社会保険設置必須	33,000	◎
社会保険新規適用届(遡及)	遡及による社会保険設置	33,000	◎
社会保険被保険者資格取得届	入社時対応	1名11,000	◎
社会保険被保険者資格喪失届	退社時対応	1名11,000	◎
社会保険被保険者資格取得届(取消・訂正)	該当時対応	1名16,500	◎
社会保険被保険者資格喪失届(取消・訂正)	該当時対応	1名16,500	◎
賞与支払届	該当時対応	11,000	◎
標準報酬月額変更届	該当時対応	1名11,000	◎
事業所各種変更届	移転時等対応	33,000	◎
各種給付金の申請	該当時対応	1件16,500	◎
被扶養者異動届	扶養異動時対応(入社時はサービスで行います)	1件11,000	◎
出産・育児休業にかかる届出	該当時対応	1件16,500	◎
年金事務所からの呼出調査	算定届時等に出頭指示がある場合対応	33,000	◎
適用事業所全喪届	該当時対応	33,000	◎
標準報酬算定基礎届	年1回(7月頃)	33,000	

社会保険労務士法人サムライズ

《委任業務の範囲及び報酬の内訳書》

◎=総合顧問契約に含む

■労働基準監督署への手続

項目	備考	スポット料金	
労災保険関係成立届	労災保険加入手続	33,000	◎
労働保険名称・所在地・各種変更	該当時対応	33,000	◎
労使協定・36協定の作成・届出	年1回届出	33,000	◎
監督署からの立入・呼出調査		33,000円/時	◎
労災事故の対応	業務上・通勤途中の事故・けが時に対応	33,000	◎
死傷病報告	労災事故発生時・四半期毎に対応	55,000	◎
休業（補償）給付の申請・継続給付の申請	該当時対応	33,000	◎
労働保険確定保険料の申告（廃止）	該当時対応	33,000	◎
労働保険料の年度更新	年1回（6月頃）	33,000	

■ハローワークへの手続

項目	備考	スポット料金	
適用事業所設置届	※雇用保険の新規設置	33,000	◎
適用事業所設置届（遡及）	※雇用保険の新規設置（遡及）	33,000	◎
適用事業所（非該当承認申請）	該当時対応	33,000	◎
雇用保険被保険者資格取得届	入社時対応	1名11,000	◎
雇用保険被保険者資格取得届（遡及）	該当時対応	1名16,500	◎
雇用保険被保険者資格取得届（取消・訂正）	該当時対応	1名16,500	◎
雇用保険被保険者資格喪失届（取消・訂正）	該当時対応	1名16,500	◎
雇用保険資格喪失届（離職票）	雇用保険の退職者が出た場合に対応	1名11,000	◎
雇用保険資格喪失届提出後の離職票交付	喪失届の手続き終了後のご依頼に対応	1名11,000	◎
雇用継続給付登録・初回申請	2回目以降15,000円	33,000	◎
事業所各種変更届	移転時等対応	33,000	◎
雇用保険の事業所の廃止届	該当時対応	33,000	◎
求人票作成・提出	従業員募集の際対応 相談75%、総合50%	22,000	

■その他

項目	備考	スポット料金	
助成金の情報提供・相談		顧問契約時のみ	
助成金申請代行	成功報酬 総合顧問15%・相談顧問20%	成功報酬30%	
ニュースレターによる情報提供	月1回	顧問契約時のみ	◎

※助成金申請代行については、助成金受給時点での契約形態による報酬額を頂戴いたします。